

マイナ保険証への移行について

医療機関等の受診方法

受診方法	年	2024年												2025年												2026年											
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...										
																								</													

資格確認書の一括発行について

1. 目的

令和 6 年12月 2 日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長 1 年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和 7 年12月 2 日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和 7 年12月 1 日までに交付する必要があります。

（令和 6 年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和 6 年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和 7 年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

個人宛送付用

同封物

【個人情報保護シール】

意思表示保護シール このシールは、贈與物の意思表示に記入した後、上から封緘して使用することができます。 このシールは、一度はがすと封緘がはずれます。	意思表示保護シール このシールは、贈與物の意思表示に記入した後、上から封緘して使用することができます。 このシールは、一度はがすと封緘がはずれます。
意思表示保護シール このシールは、贈與物の意思表示に記入した後、上から封緘して使用することができます。 このシールは、一度はがすと封緘がはずれます。	意思表示保護シール このシールは、贈與物の意思表示に記入した後、上から封緘して使用することができます。 このシールは、一度はがすと封緘がはずれます。

【返信用封筒】

1



個人宛送付用との変更箇所

- ① 不着対応の送付物については、事業所様宛に送付するため、事業所様において被保険者様に配付できるよう「記号」、「番号」、「被保険者氏名」を記載します。
- なお、被扶養者様分の場合についても、被保険者様に配付していただくため、被保険者氏名のみを記載します。

同封物

【説明用チラシ】

【個人情報保護シール】

[illegible]

意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、および開封後に有効であることを示します。 このシールは一度はがすと無効になります。	意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、および開封後に有効であることを示します。 このシールは一度はがすと無効になります。
意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、および開封後に有効であることを示します。 このシールは一度はがすと無効になります。	意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、および開封後に有効であることを示します。 このシールは一度はがすと無効になります。

【返信用封筒】



【参考】フロー図



被保険者A

健康保険
資格確認書

本人（被保険者） 令和7年 1月1日交付
番号 21123000 番号1
氏名 佐藤 大輔 性別 男
生年月日 昭和29年 1月 11日
住所 東京都中央区 令和7年 8月 15日
令和7年 10月 1日
令和7年 1月 10日

013600115
保険者番号
保険者住所 東京都中央区 令和7年 1月 1日



被扶養者A-1

健康保険
資格確認書

本人（被保険者） 令和7年 1月1日交付
番号 21123000 番号1
氏名 佐藤 大輔 性別 男
生年月日 昭和29年 1月 11日
住所 東京都中央区 令和7年 8月 15日
令和7年 10月 1日
令和7年 1月 10日

013600115
保険者番号
保険者住所 東京都中央区 令和7年 1月 1日



被扶養者A-2

健康保険
資格確認書

本人（被保険者） 令和7年 1月1日交付
番号 21123000 番号1
氏名 佐藤 大輔 性別 男
生年月日 昭和29年 1月 11日
住所 東京都中央区 令和7年 8月 15日
令和7年 10月 1日
令和7年 1月 10日

013600115
保険者番号
保険者住所 東京都中央区 令和7年 1月 1日



被扶養者A-3

健康保険
資格確認書

本人（被保険者） 令和7年 1月1日交付
番号 21123000 番号1
氏名 佐藤 大輔 性別 男
生年月日 昭和29年 1月 11日
住所 東京都中央区 令和7年 8月 15日
令和7年 10月 1日
令和7年 1月 10日

013600115
保険者番号
保険者住所 東京都中央区 令和7年 1月 1日

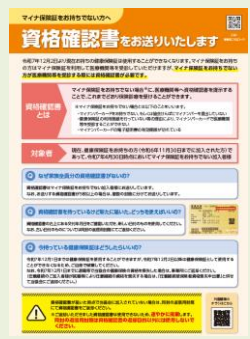
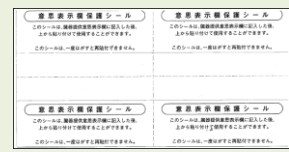
① 世帯分を貼付

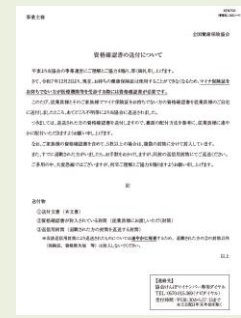


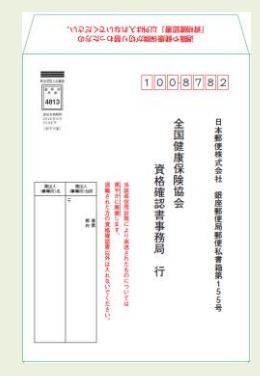
② 封入



※5名以上の場合、
2通に分かれて送付。





③ 送付
(7月下旬～10月下旬)



被保険者住所

④ 不着となった場合



不着還付先
(委託業者)



※資格確認書等を
再作成。

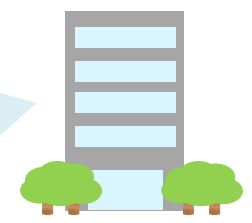
⑤ 作成・封入

対象者一覧表




⑥ 送付
(8月下旬～11月)

（資格確認書送付前
の7月下旬）



事業所

3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定）				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			

4. 依頼事項

以上のとおり、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

会員（事業所）様に向けて、以下の3点についてご案内いただきますようお願いします。

- ① 資格確認書とは、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方が、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる重要なカードであること。
- ② 被保険者（従業員）様のご自宅に送付しますが、宛所不明等の理由により不着となった場合、事業所様に送付しますので、速やかに配付いただきたいこと。
- ③ 詳細についてお問い合わせがございましたら、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（0570-015-369）にお問い合わせいただきたいこと。

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします



現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要**です。

協会けんぽでは令和7年7月より順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**に送付します。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

※対象者がいच्छやる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。

※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。

資格確認書は当協会にご加入の都道府県支部ごとに以下のとおり順次送付します。

送付時期

	令和7年7月～
	令和7年8月～
	令和7年9月～
	令和7年10月～



※詳細な送付時期はホームページをご確認ください。

※送付時期を経過しても資格確認書がお手元に届いていない場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

送付先

従業員様のご自宅

※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。

なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒でお送りします。

【事業主様へお願い】

従業員様の住所に送付した資格確認書が、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。

お手数をおかけしますが、従業員様に配付いただきますようお願いいたします。

資格確認書に関する
お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369（ナビダイヤル）
受付時間：平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く

医療機関等の受診は マイナ保険証で

始まっています！
マイナ
保険証

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録されたもの

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

マイナ

1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）

従来の保険証では



オンライン資格確認なら



マイナ

2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。

従来の保険証では



オンライン資格確認なら



手続きは簡単！

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです

スマホで
簡単！



マイナンバー

マイナンバーで「医療費情報」や「わたしの資格情報」を確認できます。
特定申告にもご利用いただけます。



受診時に
簡単に
できます！

医療機関窓口のカードリーダー



カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ！

セブン銀行ATM

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は
右の2次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの？今すぐできる！簡単申込み編】



全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽ支部の
連絡先はこちら



マイナ保険証をお持ちでない方へ



CH1
（管理用・二枚コピー）

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

マイナ保険証をお持ちでない場合[※]に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

資格確認書とは

※マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。

- ・マイナナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

Q なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。
なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒に分けてお送りしています。

Q 資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。
なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。



Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で廃棄してください。
なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。
（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、速やかに廃棄します。
同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。



外国語版の
チラシはこちら

医療機関等の受診は

マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしただけのもの



※ポイント
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

従来の保険証では



※ポイント
2

手続きなしで高額の窓口負担が不要!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

従来の保険証では



マイナ保険証なら



マイナ保険証なら



手続きは簡単！

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです



マイナンバーで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告にもご利用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は二次元コードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶[どうやって申し込むの？今すぐできる！簡単申込編](#)



マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、マイナンバーポータル(右の二次元コード)で確認することができます。



マイナンバーポータル